

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は12月2日の日と同様ですので、御了承願います。

◎諸般の報告

- 議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。
12月2日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受け、その後、議
会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきま
した。
6日には、第1、第2常任委員会を開催し、委員会付託議案について審査を行っていただ
きました。誠にありがとうございました。
以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 議案第51号 川根本町森林環境譲与税基金条例の制定に
ついて

- 議長（藺田靖邦君） 日程第1、議案第51号、川根本町森林環境譲与税基金条例の制定につ
いてを議題とします。
本案について、第2常任委員長の報告を求めます。第2常任委員長、野口直次君。
○第2常任委員長（野口直次君） それでは、本定例会で第2常任委員会に付託されました事
件について、会議規則第77条の規定により、報告いたします。
12月2日の本会議において、議案第51号、川根本町森林環境譲与税基金条例の制定につい
ての付託を受け、審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告させていただ

きます。

審査は、令和元年12月6日金曜日午前9時から9時25分まで実施いたしました。審査の場所は、川根本町役場本庁3階大会議室です。出席者は私を含め、第2常任委員会委員6名全員と議長です。また、傍聴者は、当委員会の委員ではない4名の議員と一般の傍聴者2名でした。また、町長、副町長のほか、説明員といたしまして、後藤農林課長が出席しております。

審査の主たる内容を報告いたします。

審査は、担当から詳細な説明を受け、それに対する委員からの質疑、行政側の答弁という形で進めさせていただきました。

以降においては、質疑、答弁についての報告をいたします。

問い、基金条例の目的に基づく具体的な事業内容を説明を願いたい。

答え、使途は林業振興対策協議会に諮り、進めていく。令和元年度は各地区の要望により、里山整備事業と危険木の伐採を進めている。桑野山貯木場整備も同時に進めていく計画である。長期的には町が経営管理をする新たな森林経営管理制度に対応していくことになる。

問い、林業者の人材育成について説明願いたい。

答え、現在、森林環境税積算上の林業就業者は62名である。町には林業振興基金があり、人材育成は林業振興基金による事業が主体となる。

問い、山林相続の手續の状況についての町の考え方を伺う。

答え、山林の把握については、航空レーザー計測で境界を明確にする試みも行われている。所有の移動については届出制度で対応している。

問い、森林整備においては、植える、育てる、伐るの順番があります。当基金の対象であると考えられるが、林道整備を含めて基金の対象となる森林整備の作業内容について具体的に説明を願いたい。

答えといたしまして、森林環境譲与税の使途については、森林環境税の趣旨に則して、市町村により決定をすることになっている。森林環境税の使途として説明ができる内容とされているが、既存事業に振り替えて充てることは好ましくないという指導がある。

問い、既存林道の整備についてはできないということでしょうか。

答えといたしまして、状況によるものと解釈している。

続きまして、問い、事業の担い手としては森林組合おおいがわとなることが想定されるが、森林組合は人員的に対応できるのか。

答え、森林組合おおいがわの管轄エリアは、川根本町、島田市、藤枝市の2市1町であり、組合員としては、管轄他市町の対応状況を踏まえて、人員配備などを考えていくこととしている模様である。

問い、近隣他市町の制度の運用の状況はどうか。

答え、本町と同様に基金を創設して、事業を実施していくこととしている。

以上であります。

審査後の討論はなく、採決は起立によって行い、起立全員で原案どおり可決いたしました。

以上で、議案第51号の委員会付託に関する第2常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（藺田靖邦君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号、川根本町森林環境譲与税基金条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第51号、川根本町森林環境譲与税基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第52号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、議案第52号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第52号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第53号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第3、議案第53号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、川根本町特別職の職員で常勤のものゝ給料等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第54号 川根本町職員の旅費に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第4、議案第54号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第54号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第55号 川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例
の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第5、議案第55号、川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号、川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第55号、川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第56号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第6、議案第56号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第56号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町奥大井もりのくに)

○議長(藺田靖邦君) 日程第7、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町奥大井もりのくに)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町奥大井もりのくに)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町奥大井もりのくに)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第58号 令和元年度川根本町一般会計補正予算(第4号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第8、議案第58号、令和元年度川根本町一般会計補正予算(第4

号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号、令和元年度川根本町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第58号、令和元年度川根本町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第59号 令和元年度川根本町国民健康保険事業特別
会計補正予算(第2号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第9、議案第59号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第59号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第60号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第10、議案第60号、令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号、令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第60号、令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第61号 令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長（藺田靖邦君） 日程第11、議案第61号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第61号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第62号 令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第12、議案第62号、令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号、令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第62号、令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第63号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第13、議案第63号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第63号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、12月18日午前9時に開会し、一般質問及び議案第49号、議案第50号の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時26分